

## 新潟県保険医会 FAXニュース 第74号

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-17-5

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

## 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬 4月以降の変更点

## 1. 4月以降に終了・引下げとなる点数

点数	点数の概要	4月以降の取扱い
乳幼児感染予防策加算 50点	6歳未満の乳幼児に対する診療等において、特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行った場合、初・再診料等に加算。	2022年3月31日で <b>終了</b>
二類感染症患者入院診療加算 (外来診療※) 250点	県HPで公表されている診療・検査医療機関が、診療・検査対応時間内に、コロナ疑い患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合に算定。	2022年7月31日で <b>終了</b> (4/1終了予定だったものが延長された)
・SARS-CoV-2 核酸検出 (検査委託) ・SARS-CoV-2・インフルエンザ 核酸同時検出 (検査委託)	PCR検査料。 2021年12月15日に1800点から1350点に引き下げられた。	2022年4月1日以降 1350点 → <b>850点に引下げ</b> (7/1以降850点→700点に引下げ予定)

※二類感染症患者入院診療加算(電話等初・再診料)(自宅・宿泊療養中の患者に対し、電話等を用いて新型コロナに係る診療を行った場合に算定)については現時点で変更はなく、引き続き算定可能。

## 2. 新型コロナ感染拡大による電話等診療の時限的・特例的対応について(全患者対象)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その67)(令和4年3月4日)

今次改定で「情報通信機器を用いた場合」の初・再診料等が新設されることに伴い、コロナ特例による電話や情報通信機器を用いた診療について、以下の取扱いが示されました。

- 新型コロナ感染拡大により、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的対応として示された電話・情報通信機器を用いた初診(214点)、及び再診(73点)・外来診療料(74点)については、4月1日以降も引続き算定できる。
- 2022年4月診療報酬改定で新設される「情報通信機器を用いた場合」の初診料(251点)、再診料・外来診療料(73点)を算定する場合は、施設基準(※参考)を満たした上で届出を行う。
- (1)は、2022年4月診療報酬改定新設の「情報通信機器を用いた診療」に掲げる施設基準の届出を行っていない保険医療機関でも算定して差し支えないが、当該施設基準に準じた体制の整備に最大限努めること。

(※参考)2022年4月診療報酬改定で新設の「情報通信機器を用いた診療」に掲げる施設基準の概要

- 情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されているものとして、以下を満たす。
  - 保険医療機関外での診療実施が予め想定される場合、実施場所が厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(以下「指針」)に該当し、事後的に確認可能である。
  - 対面診療を提供できる体制を有する。
  - 患者の状況によって自院での対面診療が困難な場合は、他の保険医療機関と連携して対応可能。
- 「指針」に沿って診療を行う体制を有する保険医療機関である。  
(事務局注:「指針」では、オンライン診療は、「リアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段」を採用し、対面診療に代替し得る程度のものである必要があると示されている。)

→「オンライン診療の適切な実施に関する指針 令和4年1月一部改訂」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000889114.pdf>